

令和7年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
1	居宅介護支援	軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて、ケアプラン見直し時等に必要性を再度検証するとともに～書類を再提出とありますが、「ケアプランの見直し時等」とは①目標の変更 ②認定更新・区変 ③福祉用具の変更であって短期目標期間の更新（軽微な変更）はそれに当たらずでよろしいですか？	短期目標期間の終了時で、適切なケアマネジメントのもと当該福祉用具の変更の必要性がないと判断される場合には、再提出の必要はありません。
2	居宅介護支援	当事業所において、7月にケアプラン点検のお声がけがありお受けした後、8月に運営指導の通知がきています。係が違うのでやむと得ないのかもしれませんが、同時期に両方を行うのは、居宅としても少し負担になるかなと感じます。運営指導係と保険給付係で情報を共有して事業所を選定いただくことは可能でしょうか。	運営指導の実施時期については、現在でも保険給付係と情報共有しておりますが、来年度からは更に、年間の実施計画の段階で課内で連携を図り、実施時期を調整してまいります。
3	居宅介護支援	重要事項説明書に、高齢者虐待の担当者を記載した方がよいのでしょうか。	重要事項説明書には、運営規程の概要等を記載する必要があり、運営規程の事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められているため利用申込者等の理解が得られるよう「高齢者の防止に関する措置を実施するための担当者」を記載していただきたいと思います。
4	居宅介護支援	課題分析23項目の変更点について、よく分かりませんでした。	2023年10月16日厚生労働省「介護保険最新情報Vol.1178及びVol.1179」にて「課題分析標準項目」の改正を行いました。この改正により「項目の主な内容（例）」が大幅に加筆されました。 例えば、標準項目名の基本情報（受付、利用者等基本情報）では、項目の主な内容（例）に <u>居宅サービス計画作成の状況（初回、初回以外）</u> について記載する項目が新たに加わりました。 その他23項目全てで改正されています。各利用者の課題分析に必要な情報を判断するための例示であることにご留意ください。
5	居宅介護支援	苦情については、対象者の年令、属性、内容なども分析して、教えてほしいと思います。何かの機会がかまいません。	今後は分析した内容等も含め、お伝えできればと思っています。
6	居宅介護支援	苦情相談の集計は、1人の方が複数の苦情をあげた場合、1件ずつ計上しているのですか？	基本的に1名の方が複数の苦情を挙げられた場合も（苦情を受けた事業所の件数をカウントしているため）1件として計上しています。

令和7年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
7	居宅介護支援	苦情内容のうち要介護認定の増加が認められていますが、詳しい内容はどのようなものだったのか教えてください。（結果・遅れ・調査について等）	令和4年度～の集計では、主に介護度が変更になったことによるもの（結果に納得がいかない・利用料が高くなった・サービスを増やせないのはなぜか等）になります。
8	居宅介護支援	R6年度運営指導の結果、返還になった事業所はあったのでしょうか？もしあったならどの部分(指摘)だったのでしょうか。	令和6年度の居宅介護支援の運営指導では、「同一建物等に居住する利用者に対する取扱い」について、制度改正後間もないため、同一建物等に居住する利用者に対する減算がされなかった事業者があり、指摘により減算の改善を求めました。その後は、この事案での指摘は少ないようです。
9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	苦情がある場合は事業所に必ず連絡が頂けるのでしょうか？ 当事業所にあれば改善、確認したいので。	相談者が事業所への情報提供（連絡）に同意された場合は連絡をしています。相談者の希望で同意が得られない場合は、苦情の内容により協議の上対応します。
10	小規模多機能型居宅介護	・指摘事項にGHの日中人員配置不足とありました。GHは経営が厳しく、人を削ってやり繰りしている事業所が多いと聞きます。1ユニット9名の収益では厳しい⇒1ユニット10名を認める事はできないのでしょうか。やり繰りの中で2:9になるよう3:10の方がwinwinと考えます。	共同生活住居の入所定員は、1ユニットあたり、5人以上9人以下と国の基準省令で定めており、それに基づき立川市の条例も同様になっております。国の基準省令に変更がないと難しいと思われます。
11	認知症対応型共同生活介護	10/20ーシステム移行による負担割合証等の変更を事業所に改めて通知していただけますか？	書式の変更について事業所に個別に通知する予定はありませんが、ホームページや各事業所の連絡会等で周知する予定です。
12	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・苦情は、ご利用者の理不尽な要求にも答えるようにする必要はありますか？（職員の、性別の配置についての訴え）	理不尽な要求であっても、答えないことで苦情がエスカレートする可能性はあります。苦情（要求）の内容にもよるかと思われますので、まずは事業所内で対応を協議していただきたいと思います。カスタマーハラスメントに該当するような要求であれば、集団指導内でもご案内した、東京都介護職員カスタマーハラスメント総合相談窓口等活用しご対応いただきたいと思います。
13	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・電子化の要約化はできそうなので、システム等の相談は今まで通り、介護保険課に連絡でよろしいですか？	届出の内容や添付書類等の相談は介護保険課、GビズIDについてのお問合せはGビズIDヘルプデスク（0570-023-797）となります。電子申請届出システムの操作についてはシステム内のヘルプから操作マニュアル等をご確認ください。

注）回答がないご質問については、内部で協議中でございます。回答が整い次第、改めて掲載いたします。